



運安委からの情報提供を踏まえた海事局対応

運輸安全委員会においては、現在、本年4月23日に発生した旅客船KAZU Iの浸水事故の原因について調査中であるが、8月10日、同委員会から海事局に対して、事故調査の過程で得られた情報の提供があったことを受け、以下のとおり、事業者に対して、注意喚起を行った。

【①「過去の航行状況に関する事実情報」関連】

- 基準経路に照らして、水深の浅い海域側での航行が確認される等、安全上問題がある場合には、基準経路の遵守を徹底すること。
- 基準経路から外れた航行が常態化している場合には、基準経路を変更すること。

【②「本船航行海域の海図等に関する事実情報」関連】

- 海図及びGPSプロッターに表示される航海用電子参考図を使用する場合には、それらのみを頼ることなく、船員の目視による周囲の安全確認を実施すること。

【③「(有)知床遊覧船の基準経路に関する事実情報」関連】

- 事業許可申請の際、基準経路の設定にあたって、基準経路付近の障害物や水深等の確認・精査を徹底すること

【④「ウトロ漁港から知床岬に至る海域の携帯電話の電波受信状況」関連】

- 法定無線設備として携帯電話を使用する場合には、航行する海域によっては、通信会社の通信エリア図内であっても携帯電話の電波が一時的に受信できない可能性があることを念頭に、使用する携帯電話の電波状況の把握や定点連絡を確実にを行うこと等により、航行の安全を確保すること。

また、「知床遊覧船事故対策検討委員会」の中間取りまとめを踏まえ、以下の点を実施していく。

【上記①～③関連】

- 船員に対して、海域固有の事情に習熟するための実船・実海での教育訓練を義務化。

【上記④関連】

- 法定無線設備から携帯電話を除外することについて、できる限り速やかに実施。